

千葉県条例第 5 8 号

千葉地域農林業センター設置管理条例の一部を改正する条例

千葉地域農林業センター設置管理条例（昭和 5 3 年千葉県条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(設置) 第 1 条 本市は、農林業従事者及びその後継者の農林業の経営、技術等に関する研修のための施設として、次のとおり千葉地域農林業センター（以下「農林業センター」という。）を設置する。			(設置) 第 1 条 本市は、農林業従事者及びその後継者の農林業の経営、技術等に関する研修のための施設として、次のとおり千葉地域農林業センター（以下「農林業センター」という。）を設置する。		
名称	位置		名称	位置	
千葉地域農林業センター	<u>千葉県若葉区野呂町 7 1 3 番地の 1</u>		千葉地域農林業センター	<u>千葉県若葉区野呂町 7 1 3 番地 1</u>	
別表			別表		
区分	使用料（1 時間につき）		区分	使用料（1 時間につき）	
	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
会議室	<u>2 0 0 円</u>	<u>2 5 0 円</u>	会議室	<u>2 6 0 円</u>	<u>3 2 0 円</u>
近代化室	<u>2 5 0 円</u>	<u>3 0 0 円</u>	近代化室	<u>3 2 0 円</u>	<u>3 9 0 円</u>
和室	<u>1 0 0 円</u>	<u>1 5 0 円</u>	和室	<u>1 3 0 円</u>	<u>1 9 0 円</u>

附 則

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。